

# 第1章 はじめに

## 1. 計画策定の背景・趣旨

少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面する中で、地域でのつながりの希薄化をはじめ、ひきこもりや支援拒否などによる社会的な孤立、8050問題などさまざまな分野の課題が重なり合い、福祉ニーズも複雑化・多様化しており、公的なサービスだけでは対応が難しくなっています。また、これまで地域におけるさまざまな活動や支え合いを担ってきた地区福祉委員会の各構成団体やボランティアをはじめとする地域主体への負担は大きくなり、担い手の確保を含めた地域の福祉活動の継続にも影響を及ぼしています。

また、令和2年には新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの地域活動が停止を余儀なくされました。これに伴い、地域でのつながりのさらなる希薄化や、地域での福祉活動等の担い手の生きがい、活動への意欲の減退なども問題となっており、「新しい生活様式」などを取り入れた地域づくりが重要となっています。

このような中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が強く求められています。

八尾市社会福祉協議会(以下、「本会」と言う)では、これまでの3次にわたる地域福祉活動計画の推進経過を踏まえ、「地域共生社会」の実現をめざし、「新しい生活様式」にも対応した地域福祉を計画的かつ効果的に推進していくため、第4次地域福祉活動計画を策定します。

### コラム1:地域共生社会とは

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

## コラム2:地域福祉とは

「地域福祉」という言葉は平成12年（2000年）の社会福祉法改正で明記され、以後広く使われるようになりました。

これまで単に「福祉」という言葉には、困っている人が対象、「高齢者福祉」「障がい者福祉」「児童福祉」などのように特定の人だけが対象といったイメージがありました。

しかし、人は誰しも加齢や心身の状態の変化などで支援を必要とする状態になる可能性があります。「地域福祉」は、困った人や課題を抱えた人が、法律や制度による福祉サービスを利用するだけでなく、住み慣れた地域の中で、住民同士がお互いに助けたり、助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

今年で、30年目を迎える「ヤッピー」☆  
八尾市社会福祉協議会40周年を記念して、愛称を募集！  
そして、八尾(ヤオ)市の「ヤ」と「ハッピー」を組み合わせ、  
「ヤッピー」と名付けられました！



## 2. 八尾市社会福祉協議会における地域福祉推進の経過とこれから

### ■地区福祉委員会の設置

本会は昭和 26 年に設立され、令和3年度に 70 周年を迎えました。

この間、昭和 34 年から概ね小学校区単位で福祉活動を展開する地区福祉委員会の設置を進め、平成 21 年に 32 地区福祉委員会の設置をもって市内全域をカバーする仕組みが整いました。

### ■小地域ネットワーク活動の展開

昭和 58 年に長池地区福祉委員会で一人暮らし高齢者に対する「ふれあい型給食サービス」がスタートし、その後多くの地区福祉委員会で同様の活動が始まり平成2年には、一人暮らし高齢者などへの見守り活動も地域の中から自発的に始まりました。

この様な活動がベースとなり、平成 10 年には大阪府下において小地域ネットワーク活動補助金制度が始まり、本会は小地域ネットワーク活動を各地区福祉委員会に働きかけ、現在、市内全域で実施しています。小地域ネットワーク活動では、見守りや声かけなどの個別援助活動と給食・食事会・いきいきサロン・ふれあい喫茶・子育てサロンなどのグループ援助活動の2つを大きな柱として一人暮らし高齢者などの見守りを行うとともに、世代間交流などを展開しています。

### ■第1次地域福祉活動計画(平成 16 年度～平成 20 年度)

平成 16 年3月に、地域福祉の概念に基づく初めての計画である「第1次地域福祉活動計画」を策定しました。地域福祉活動計画とは、地域福祉を推進するための目標や手法をできるかぎり具体的に整理するものです。

この計画では、「だれもが“夢”をもち 主役となることのできる“まち”づくり」を基本理念に、「住民が主役・住民が創る福祉」を地域福祉の推進力として地域の福祉コミュニティづくりに向け、コミュニティワーク機能の強化に取り組みました。

### ■第2次地域福祉活動計画(平成 21 年度～平成 24 年度)

前計画を引き継ぐ形で、平成 21 年に「だれもが“夢”をもち 共に創る福祉のまちづくり」を基本理念とする第2次地域福祉活動計画を策定しました。

第2次計画では、地域福祉を推進するうえで「共に創る」を掲げ、「私」ではなく「私たち」が力を合わせて「福祉のまち」をつくること、また、「自己実現」ではなく「社会の実現」をめざし取り組みました。

### ■第3次地域福祉活動計画(前期:平成25年度～平成27年度、後期:平成28年度～)

第3次計画は、それまでの基本理念はそのまま引き継ぎながら、従来個別に策定していた地域福祉計画と地域福祉活動計画をまとめ、それぞれの計画を一体的に推進するものとなりました。地域福祉計画とは、市全体を取り巻く地域福祉の状況と方向性について行政主体で整理するもので、地域福祉活動計画とともに車の両輪として、地域福祉を推進するための指針となることが期待されています。

また、第3次計画では、基本理念編と実施計画編に分け、基本理念編では、地域福祉を推進するうえでの市民や地域の担い手、社会福祉協議会、市の役割分担を「自助(自分でできること)」「共助(地域が協力して実現していくこと)」「公助(行政が責任を持って推進すること)」に整理しました。

さらに、実施計画編では、「自助」「共助」「公助」の具体的な取り組みを記載したうえで、それぞれが役割を果たしながら、連携・協力して地域福祉を推進してきました。

### ■地域共生社会の実現に向けて 第4次地域福祉活動計画

従来の福祉サービスは、高齢者・障がいのある人・子どもなどといった対象別に行ってきましたが、今日の地域福祉の概念では、対象者を限定せず、地域全体を対象として捉えており、八尾市においてもさまざまな活動を展開してきました。

また、その際、一人ひとりの市民や地域の担い手、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力して推進することをめざして「自助」「共助」「公助」といった役割分担のもと取り組んできました。

特に、本会では、一人ひとりが自立した個人として主体的に関わることで、相互に支え合う地域社会(共助社会)の創出をめざし、「共助」を推進する役割を果たしてきました。

しかし、八尾市においても、深刻かつ複合的な課題や不安を抱える人・世帯、社会的孤立などが顕在化しています。

また、市民一人ひとりの地域や福祉に対する意識を醸成することの難しさもあり、これまでの「自助」「共助」「公助」といった役割分担をさらに推し進め、共助の役割を社会全体で共有し、地域のすべての資源を活用しながら社会全体で支援する地域共生の考え方がより強く求められるようになりました。

このような中、国では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築などの所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(改正社会福祉法)」が令和2年6月に成立しました。

また、同法に基づき、市町村の包括的な支援体制の構築に向けた取り組みとして「重層的支援体制整備事業」が創設され、それぞれの市町村において「断らない相談支援」、「社会参加のための支援」、「地域づくりに向けた支援」を重点的に推進することが期待されています。

本会では、令和3年3月に策定された「八尾市地域福祉計画」の理念や目標を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民、関係機関、関係団体など多様な主体とともに地域福祉を推進していくための指針として、第4次地域福祉活動計画を策定します。

### コラム3:知っていますか?地区福祉委員会活動

#### こんなにあります!地区福祉委員会による「参加できる場所」

地区福祉委員会では、だれでも気軽に参加でき、地域と関わるきっかけとなるよう、さまざまな活動が行われています。

#### ★「ふれあい喫茶型サロン」

コーヒーやジュースなどが100円程度で提供されています。事前の申込みなく、子どもから高齢者まで、どなたでも参加できます。



#### ★「ふれあいまつり」

地域にとっては、年に1度の大会イベントです。PTAなどの若年層には「地域の担い手デビュー」となる機会にもなっています。



#### ★「世代間交流」

グラウンドゴルフや餅つき、昔遊びなど、メニューはさまざま、幅広い年齢層の方が参加されています。



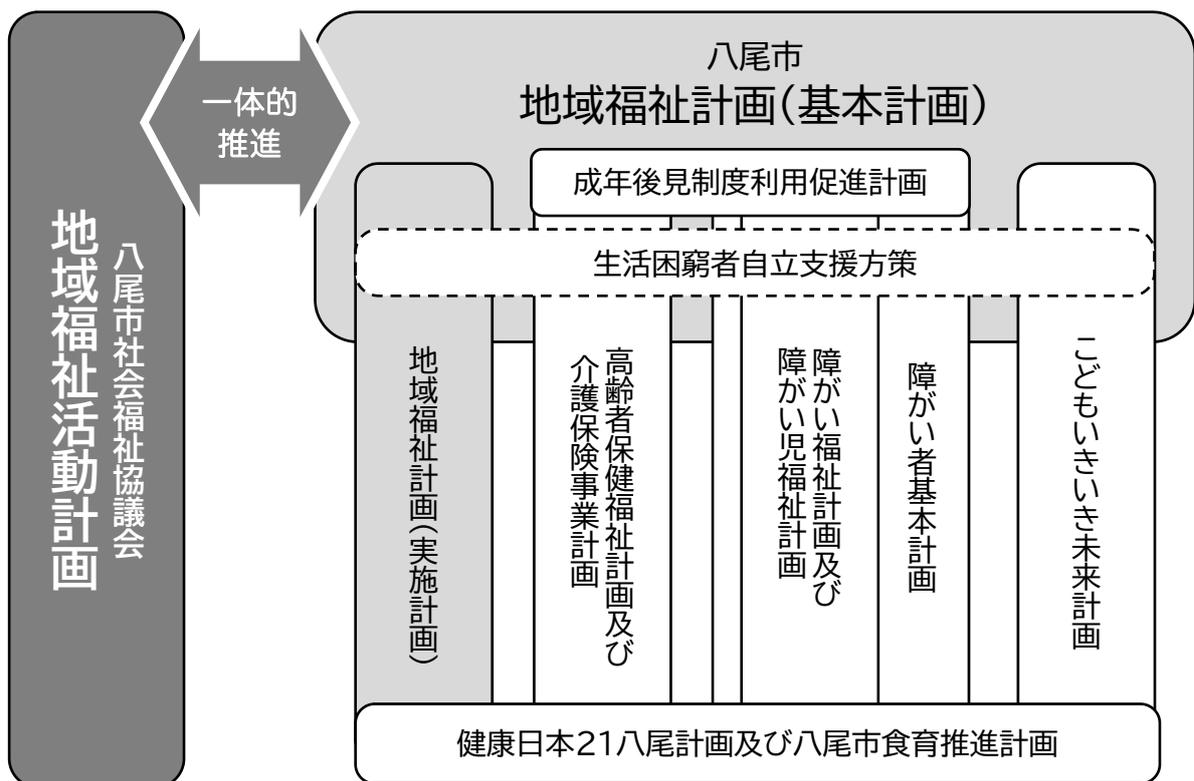
### 3. 計画の位置づけと期間

#### 1) 計画の位置づけ

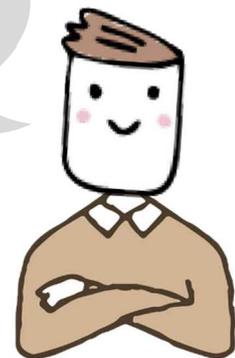
本計画は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、地域福祉の推進を目的とする本会の活動計画として位置づけています。

また、市の地域福祉計画の内容を踏まえて策定し、一体的に推進します。

なお、本計画では「持続可能な開発目標 SDGs」の理念を踏まえ、地域福祉を推進します。



八尾市の地域福祉計画とともに、  
地域共生社会の実現に向けて  
取り組んでいるんだね。



若ごぼうさん

## 2)計画の期間

本計画の期間は、令和3年10月～令和10年度までの8年間とします。

また、計画の中間年には、計画の進捗状況や社会情勢、地域の状況、法制度等の変化を踏まえ、評価・見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
八尾市社会福祉協議会 地域福祉活動計画		第4次 (中間年に評価・見直し)						
八尾市地域福祉計画		第4次 (中間年に評価・見直し)						

## 4. 計画策定の流れ

